

陳 情 文 書 表

平成23年11月28日提出

番 号	平成23年陳情第6号
件 名	「T P P 交渉参加の反対に関する意見書」の提出を求める陳情
陳 情 の 趣 旨	<p>3月11日に発生した東日本大震災と福島第1原子力発電所の事故は、我々日本人がかつて経験したことのない精神的な苦痛と甚大な被害をもたらしていますが、当面する緊急かつ最優先の課題は、原発事故の收拾と損害賠償を含む被災地の復旧・復興であります。</p> <p>こうした中、先般、野田総理がハワイA P E Cに向けて、「交渉参加に向けて関係国との協議を開始し、各国がわが国に求めるものについて、更なる情報収集に努め、十分な国民的な議論を経た上で、あくまで国益の視点に立ってT P Pについての結論を得る」との方針を発表しました。</p> <p>民主党の提言においても「政府は、農業のみならず医療、金融、食品の安全性など多くの分野にわたる懸念事項に対する事実確認と国民への十分な情報提供を行い、同時に幅広い国民的議論を行うことが必要」としているにもかかわらず、まさに総理が「関係各国との協議を開始する」と表明したことは、議論が全く成熟されていない段階での見切り発車の何ものでもありません。</p> <p>東日本大震災と福島第1原子力発電所の事故による被災地の復旧・復興の支援は基より、わが国の食料安定供給への更なる貢献を果たすという使命感に立ち、北海道が持つ潜在能力を最大限に発揮し、持続可能な農業の確立を図るため、例外なき関税撤廃を原則とするT P P交渉への参加は断じて行わないよう、国に対し、下記の趣旨を踏まえた意見書の提出を陳情します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 過去の国会決議などに基づき、これまで同様全ての貿易交渉（W T O・二国間F T A・E P A）にあたり、例外措置として重要品目の関税を維持する交渉姿勢を貫くことが必要であり、よって、例外なき関税撤廃を原則とするT P P交渉への参加は断じて行わないこと。</p>

陳情者の住所氏名	芽室町西4条南1丁目1番地9 芽室町農業協同組合 代表理事組合長 辻 勇
受付年月日	平成23年11月17日
備考	